# 告示

**○政治資金適正化委員会告示第二十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
|---|---|---|
| 四一五二 | 二四、四、一三 | 飯島　哉文 |
| 四一五三 | 二四、四、一三 | 村松　由美 |
| 四一五四 | 二四、四、一三 | 齊藤　良俊 |

**○政治資金適正化委員会告示第二十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏名（新） | 氏名（旧） |
|---|---|---|
| 四四六 | 児玉　里枝 | 小西　里枝 |

**○法務省告示第百六十八号**

岐阜県羽島市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年五月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

**○法務省告示第百七十一号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社今西建設の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社福岡 | 福井県鯖江市新横江一丁目四番四号 |
| 富士シート株式会社 | 大阪府豊中市豊南町東二丁目四番六号 |

| | |
|---|---|
| 鉄工 | |
| プラスチック成形 | |

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、羽島市役所又は岐阜地方法務局に照会すること。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

岐阜県羽島市上中町長間二千二百六十二番地

青木　兼一

**○法務省告示第百六十九号**

山梨県北杜市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

山梨県巨摩郡上手村二千三百六十九番地

清水　三代

**○法務省告示第百七十号**

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年五月二十八日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

沖縄県宮古郡多良間村字塩川百三十三番地

親里　春共

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 技研金物株式会社 | 埼玉県川口市東領家二丁目二十九番十八号 |
| 琉建設株式会社 | 東京都杉並区和泉二丁目二十番八号 |
| 株式会社今西建設 | 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町八番八号ゾンネンハイム元住吉百一―五 |
| 東海熱処理株式会社 | 静岡県浜松市東区和田町百八十八番地 |
| 株式会社登工務店 | 大阪府富田林市大字喜志二千四百四十三番地の一 |
| 株式会社白砂組 | 熊本県球磨郡相良村大字川辺千五百九十九番地一 |

| | |
|---|---|
| ダイカスト | |
| とび | |
| とび | |
| 仕上げ | |
| 型枠施工 | |
| とび | |

**○法務省告示第百七十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ニフコ | 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町百八十四番地一 |

| | |
|---|---|
| プラスチック成形、仕上げ | |

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ショウワ | 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千十三番地 |

| | |
|---|---|
| 金属プレス加工 | |

**○法務省告示第百七十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ヤマネ鉄工建設株式会社 | 山口県長門市日置上八百八十五番地 |
| 株式会社みさき果樹園 | 愛媛県西宇和郡伊方町中之浜三百二十八番地 |

| | |
|---|---|
| 溶接 | |
| 耕種農業 | |

**○法務省告示第百七十四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表一建設株式会社の項中「鉄筋施工」を「鉄筋施工、建築大工」に改める。